



笛吹市再犯防止推進計画

(案)

令和4年4月
笛吹市

<目次>

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の目的 1
- 2. 計画の位置付け 2
- 3. 計画期間 3

第2章 再犯防止をとりまく状況について

- 1. 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 4
- 2. 刑法犯認知件数等の状況 5

第3章 計画の基本方針 7

第4章 再犯防止推進の施策

- 1. 市民の理解促進・関心の醸成 9
- 2. 立ち直りに向けた効果的な支援の充実 10
- 3. 関係機関等との連携強化 13

第5章 計画の推進体制 14

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、年々減少し、2016年には100万件を下回り、令和元年(2019年)には約75万件となる一方で、検挙者に占める再犯者の割合(以下「再犯者率」という。)は、2020年には49.1%に上っており、増加傾向にあります。このことから、犯罪を減らすために、再犯の防止が重要な取組みとして認識されるようになりました。

このような中、国においては、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的に、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「法」という。)が施行され、2017年12月には、5カ年を計画期間とする「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」(再犯防止推進計画)が閣議決定されました。これに伴い、都道府県や市町村においても地域に即した地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとなりました。

このことから山梨県においては、罪を犯した者が立ち直り、地域社会の一員として共に生き、支え合う社会づくりを促進することによって、県民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、2020年3月に「山梨県再犯防止推進計画」を策定しました。

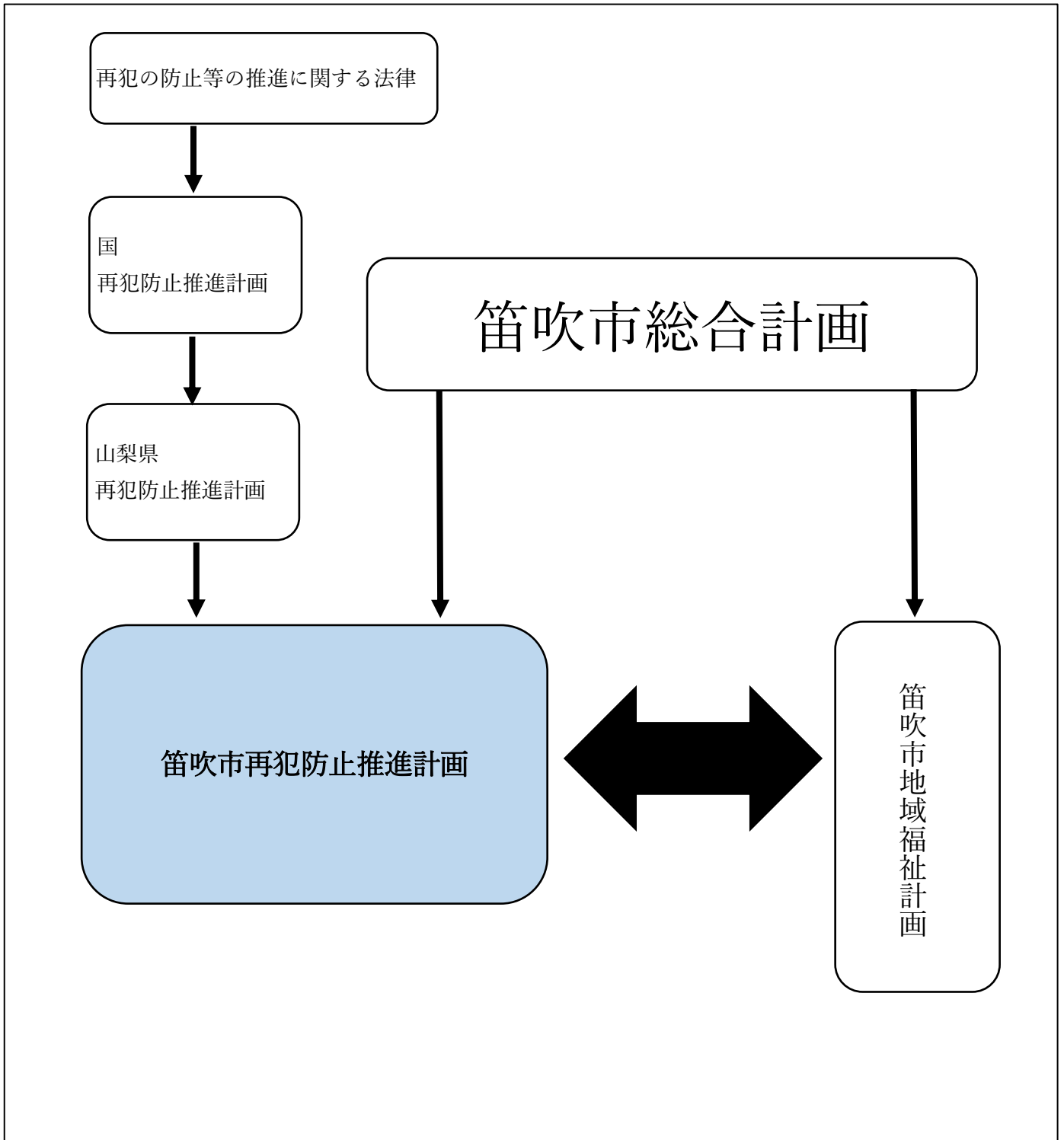
再犯防止のためには、刑事司法関係機関による取組みだけでなく、国県と市、関係機関や民間団体等が緊密に連携・協力して、罪を犯した人等が再び罪を犯すことなく、地域の一員として円滑な社会復帰ができるよう、息の長い支援を実施することが求められます。

このため、本市では、住み慣れた地域で、だれもが互いを尊重し、支えあう共生社会の実現を推進し、安全で安心した生活を送ることができるよう「笛吹市再犯防止推進計画」を新たに策定し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

また、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの精神を踏まえた計画とします。

2. 計画の位置付け

この計画は、法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。



3. 計画期間

計画期間について、本計画は笛吹市地域福祉計画と連携を図りながら進めていく必要があることから、第4次笛吹市地域福祉計画の策定に合わせ、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国県の計画の見直し及び本市の再犯防止に関する取組み状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
笛吹市総合計画		第二次 基本構想								
笛吹市地域福祉計画	第3次					第4次				
笛吹市再犯防止推進計画						初策定				
山梨県再犯防止推進計画				初策定						
国再犯防止推進計画	初策定									

第2章 再犯防止をとりまく状況について

1. 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

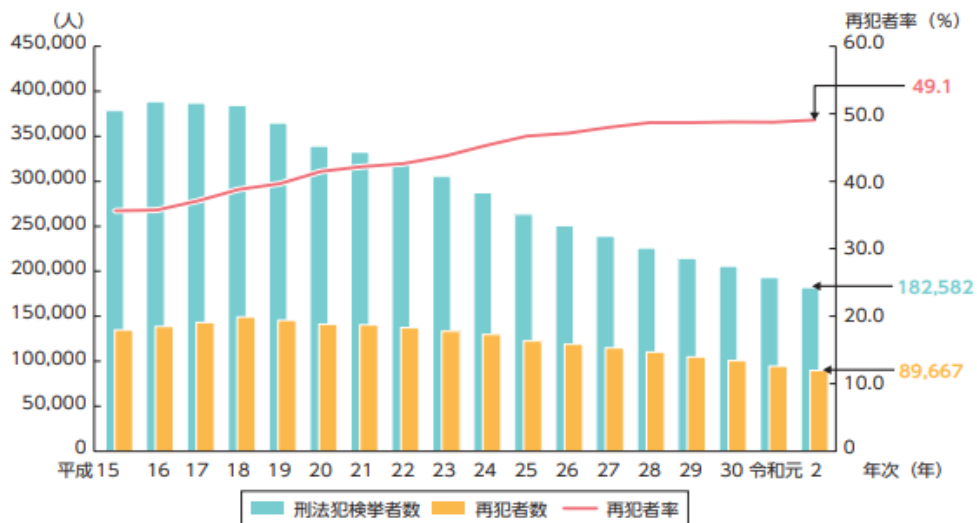
全国の刑法犯の検挙者は減少していますが、再犯者は年々増加を続け、令和2年(2020年)には、49.1%に上がっています。

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

(平成15年～令和2年)

年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1

- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

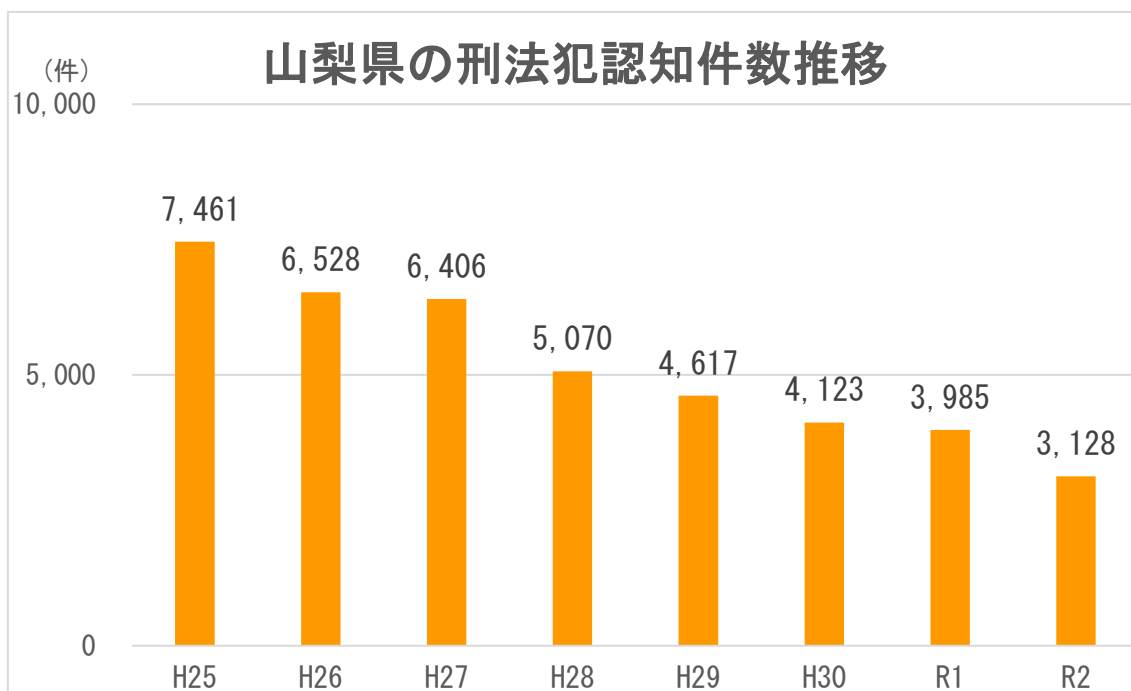


(出典：法務省 令和3年度版再犯防止推進白書)

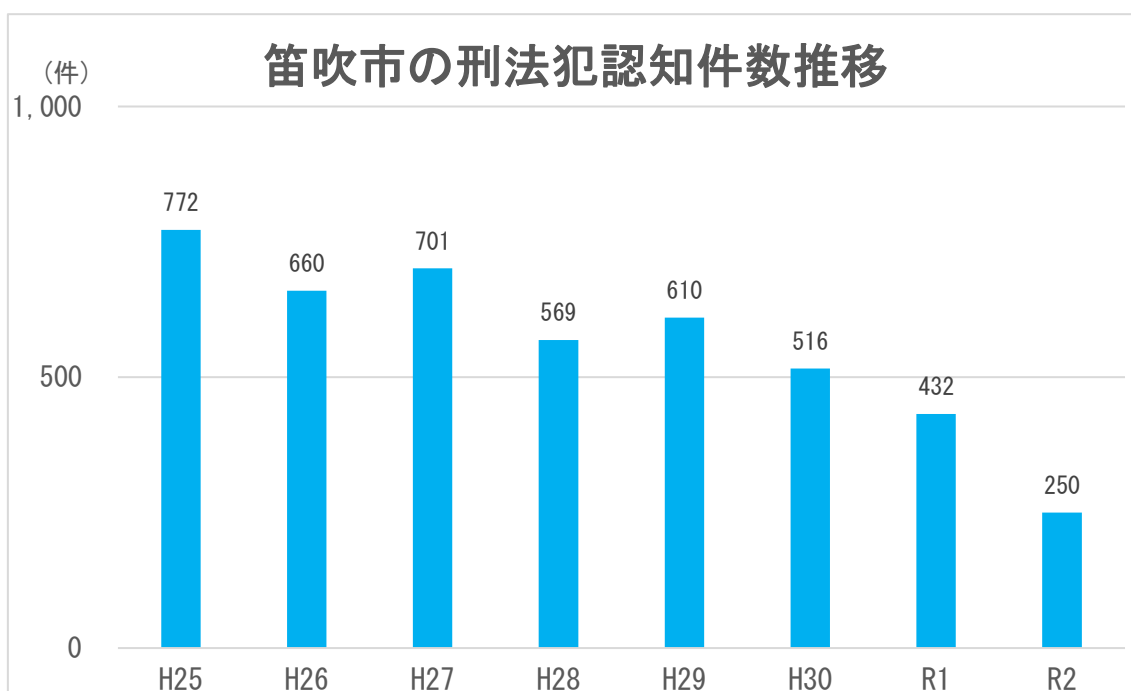
2. 刑法犯認知件数等の状況

山梨県における刑法犯認知件数は年々減少しており、本市における刑法犯認知件数も減少傾向にあります。

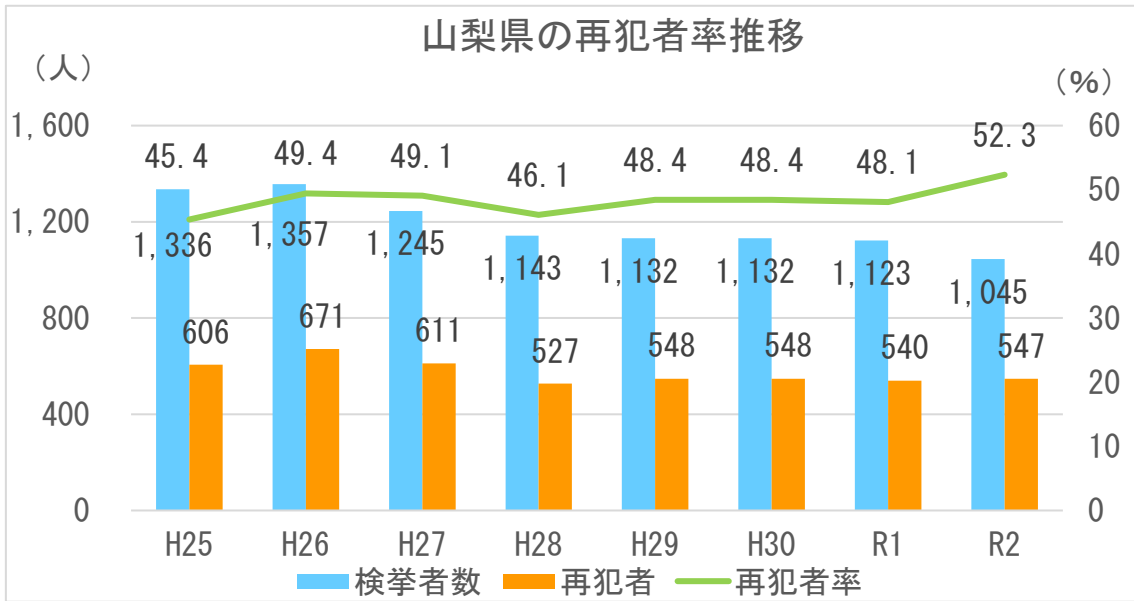
一方で、山梨県で検挙された者の約半数が再犯者という状況が近年続いています。



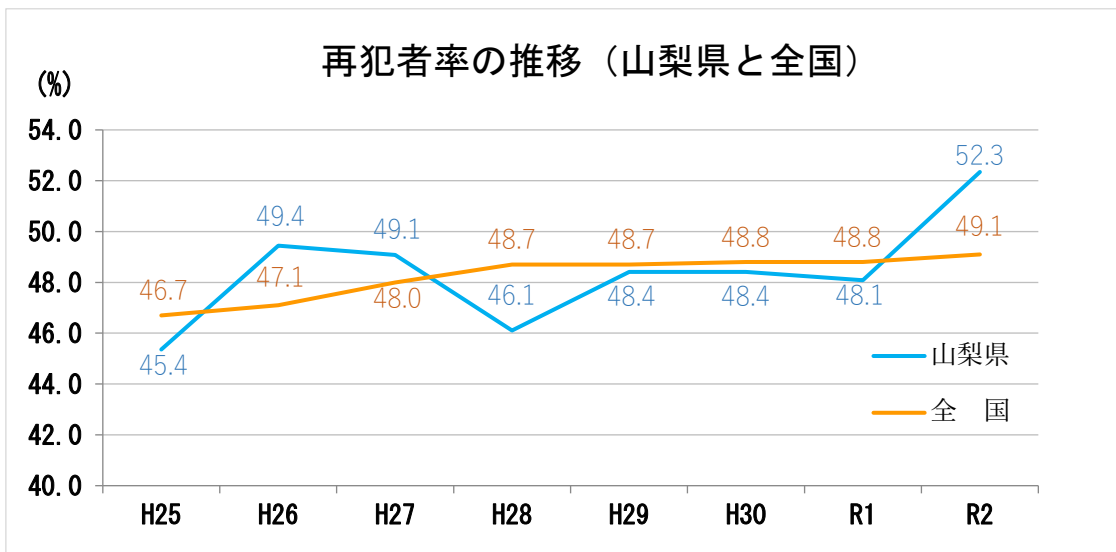
(出典：山梨県警察提供データ)



(出典：山梨県警察提供データ)



(出典：山梨県警察提供データ)



(出典：山梨県警察提供データ)

第3章 計画の基本方針

国は再犯防止推進計画の中で、基本方針を「犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者がめざすべき方向・視点を示すもの」として、設定しています。また、同計画で整理した国としての重点課題を参考に、市町村における地方計画の策定にあたって盛り込むべき課題の具体例を示しています。

【国の再犯防止推進計画における基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うと共に、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証および調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものでないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

本市では、県が策定した「山梨県再犯防止推進計画」を踏まえ、さらには、「第4次笛吹市地域福祉計画」の基本理念である『普段から笑顔でふれあう共助共生のまち「ふえふき」』を共通の指針とし、次のとおり重点的に実施する取組みを定め、施策を推進します。

【笛吹市における重点的な取組み】

- 1 市民の理解促進・関心の醸成
 - ① 広報・啓発活動の推進

- 2 立ち直りに向けた効果的な支援の充実
 - ① 就労・住居の確保
 - ② 保健医療・福祉サービスの利用促進
 - ③ 学校等と連携した非行の防止・修学支援

- 3 関係機関等との連携強化
 - ① 国・県・他市町村・民間団体等との連携強化

第4章 再犯防止推進の施策

1 市民の理解促進・関心の醸成

■ 広報・啓発活動の推進

○現状と課題

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、広く市民の理解を深めると共に、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

また、再犯を防ぐためには、社会復帰に向けた本人の努力はもとより、地域において孤立することのないよう市民の理解と協力を得て、再び地域の一員となれるよう支援することも必要になります。

そこで、『社会を明るくする運動』の推進をはじめ様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を深めるための広報・啓発に取り組む必要があります。

○具体的な施策

◆関係機関と連携した広報啓発活動の推進

【市民活動支援課】

県や甲府保護観察所などの関係機関をはじめ、笛吹保護区保護司会（以下「保護司会」という。）や民間協力者などと連携し、市ホームページ・広報紙・イベント・各種会議等あらゆる機会を通じて全市的な広報啓発活動を推進すると共に、支援を必要とする相談者等への周知を図ります。

◆更生保護事業功労者に対する顕彰

【市民活動支援課】

市の安全・安心に貢献した保護司等の民間協力者を顕彰を通じて、その功績を広く市民に周知します。

◆「社会を明るくする運動」への支援

【市民活動支援課】

犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、甲府保護観察所をはじめとする国県の機関と連携し、多くの民間・関係団体によって実施される「社会を明るくする運動」を推進します。

◆人権に対する啓発活動の推進

【市民活動支援課】

人権に対する配慮と保護を図るため、駅頭啓発等を実施し、啓発活動を行います。

◆「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

【生涯学習課】

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するため、市ホームページにおいて啓発記事を掲載することで、市民への周知を図ります。

2 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

■ 就労・住居の確保

○現状と課題

平成 29(2017)年に刑務所へ再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であったことから、安定した就労に結びついていないことが再犯リスクを高めているとの分析があります。また、再犯に至った人の中には、出所後に親族のもとへ帰れない、適当な帰住先が確保できないといった例も少なくありません。

一人ひとりの状況に応じた就労支援や、安心できる居場所としての住環境の確保は、犯罪をした人の立ち直りを支える基盤であり、その整備が重要となります。

○具体的な施策

◆障害者就業・生活の支援

【福祉総務課】

職場への定着が困難又は就業経験のない障害者に対し、就業生活における自立を図るため、日常生活、社会生活上の支援を行います。

◆就農支援

【農林振興課】

就農希望者からの相談に対し、就農に向けた助言等を行います。

◆生活保護制度

【生活援護課】

生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障し、自立を助長します。

◆生活相談及び住居確保給付金の活用

【生活援護課】

生活の困りごとなどの相談内容に応じて、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。また、生活困窮者で再就職のため、住居の確保が必要な者に対する支援を行います。

■ 保健医療・福祉サービスの利用促進

○現状と課題

『令和元年版 犯罪白書』によると、刑法犯検挙人員に占める 65 歳以上の高齢者の割合が年々上昇し、出所後 2 年以内に再入所する人の割合も、他の年齢層に比べて高いことが指摘されています。また、障害・疾病があることやこれまでの生活環境、自身の特性などから、自立した生活を送ることが困難な場合も少なくありません。

それぞれの状況や特性に応じ、早期に必要な支援に結びつけることで、犯罪を未然に防ぎ、地域の中で安心して暮らせるよう各種サービスの充実と、適切な提供に努めることが必要です。

○具体的な施策

◆福祉サービス等を活用した社会復帰支援

【福祉総務課・長寿介護課】

高齢又は障害を有する者のうち、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、司法と福祉が連携して社会復帰を支援します。

◆認知症高齢者とその介護者等の支援

【長寿介護課】

認知症についての相談窓口である圏域毎の長寿包括支援センター(地域包括支援センター)の運営、認知症カフェへの支援、交流会や研修会の開催等、認知症高齢者とその介護者等に対する支援を行います。

◆依存症に関する相談対応

【福祉総務課・健康づくり課】

依存症当事者や家族に対する相談対応を行います。

◆身体障害者手帳の交付

【福祉総務課】

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳や療育手帳の申請受付及び引き渡し等を行います。

◆精神障害者保健福祉手帳の交付

【福祉総務課】

精神保健福祉法に基づき、精神障害者手帳の申請受付及び引き渡し等を行います。

■ 学校等と連携した非行の防止・修学支援

○現状と課題

インターネット環境やスマートフォンの普及により、大人の知らないところで子どもたちがネット上での誹謗・中傷に巻き込まれたり、大きな犯罪にかかわったりする危険性がこれまで以上に高まっています。

こうした状況下にあって、子どもたちの健全な成長を見守り、支えるために、学校・家庭・地域が連携し、取組みを推進することが求められています。

○具体的な施策

◆いじめ問題等連絡協議会の開催

【学校教育課】

小中学校、PTA、警察署、児童相談所等関係機関が連携し、学校における問題や課題の情報共有及び対応について協議します。

◆ふえふき教育相談室における相談対応

【学校教育課】

ふえふき教育相談室において、児童生徒、保護者、教職員に対して、友人関係、親子関係、子育て等に関することの相談対応を行います。

◆スクールカウンセラーの活用

【小中学校】

山梨県の「スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、市内小中学校において、相談希望や相談の必要がある児童生徒及び保護者、教職員等に対して、スクールカウンセラーより助言・援助を行います。

◆スクールソーシャルワーカーの活用

【小中学校】

山梨県の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を活用し、市内小中学校において、相談対応や必要な機関への引継ぎ等の必要がある児童生徒及び保護者、教職員等に対して、スクールソーシャルワーカーより助言・援助を行います。

◆学校と連携した人権に対する啓発活動の推進

【市民活動支援課】

笛吹市社会を明るくする運動推進委員会主催の「社会を明るくする運動」作文コンテストや、人権擁護委員協議会が小中学生を対象に実施する「人権の花運動」、「人権作文コンテスト」などの取組みを通じて、人権意識の醸成を図り、明るく健やかな情操を育みます。

◆地域で支える健全育成の推進

【生涯学習課】

「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」や、「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」にあわせ、街頭啓発を行います。

また、市青少年育成推進協議会などによるイベント開催時等における夜間等のパトロール活動を支援し、青少年の非行防止活動の充実を図ります。

そのほか、市青少年育成コーディネーターを中心に、青少年の指導、育成、保護 および 矯正に関する総合的施策を実施していくほか、家庭や学校、地域の団体と連携し、青少年が自主的・主体的に地域活動に参加できるよう、多様な体験活動の機会を提供し、青少年の健全育成を推進します。

3 関係機関等との連携強化

■ 国・県・他市町村・民間団体等との連携強化

犯罪をした人等が、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送れるよう

に、国や県、市が相互に連携し、更には市と保護司会などの関係機関・地域の関係者が連携して、各種の取組みを推進します。

■ 既存の会議主体等との情報共有

再犯防止の観点から、更生保護団体と行政機関とのネットワークにて、さらなる情報共有に努めます。

■ 保護司の人材確保

保護司会と連携し、人材の発掘に取り組むと共に、人材の育成について保護司会の取組みを支援します。

第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備

再犯防止に係る施策は、その人の生活を支えるため、就労や住居・保健・医療・福祉など多くの分野にわたっています。社会復帰を目指す者が抱える課題を総合的に捉え、適切に支援につなぐことができるよう、より一層、関係部局間の連絡調整や連携強化を図ると共に、庁内の様々な事業に再犯防止の視点を反映させながら、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、国や県の動向を注視し、社会や経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

2 関係機関・団体等との協働による推進

保護司会など更生保護にかかわる団体の理解と協力を得て、再犯防止の取組みを進めます。

また、社会福祉協議会をはじめ、保健・医療・福祉に関係する様々な団体等との連携を強化し、協働のもとで犯罪や非行が繰り返されることを防ぎ、だれもが安全に安心して暮らせる地域共生のまちづくりをめざして、計画を推進します。

3 計画の点検・評価

本計画に基づき、各種施策を計画的に推進すると共に、事務事業評価、業務分析などを活用し、計画の進捗状況や事業成果などについて検証し、計画推進へ反映させるほか、必要に応じた本計画の適正な見直しを実施します。

資料編

再犯の防止等の推進に関する法律

平成 28 年法律第 104 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力

することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものと

する。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を

深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第 23 条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第 2 節 地方公共団体の施策

第 24 条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

山梨県再犯防止推進計画【概要】

令和2年3月

I 計画の基本的事項

<p>計画策定の趣旨</p> <p>県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせるやまなしの実現に向けて、犯罪対策において重要な再犯の防止等に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、今後5年間の指針となる計画を策定する。</p>	<p>再犯防止推進の背景</p> <p>平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」公布・施行 第4条：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を明記 第8条：県・市町村による地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化 平成29年12月 国は「再犯防止推進計画」を策定(計画期間：H30～R4の5年間)</p>	<p>計画の位置づけ</p> <p>再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」</p>	<p>計画の期間</p> <p>令和2年度～令和6年度(5年間)</p>
---	---	--	---

II 再犯防止の現状・課題

現状

山梨県の犯罪認知件数推移
認知件数は年々減少している

山梨県の再犯率推移
再犯率は横ばい状態

課題

- 再犯の防止等に関する理解と関心が不十分
- 犯罪をした者等への意見の存在
- 資料により就職や就労が困難となっている
- 理解が得られず、適当な住居を確保できない
- 必要な福祉的支援が受けられない
- 薬物依存等の治療や支援が不十分
- 非行少年の進学・復学支援が不十分
- 対象者の特性に合わせた指導・支援の不足
- 孤立し、必要な指導や助言が受けられない

検査者に占める再犯者の割合
48.1% (R1)

安全・安心な社会を実現するためには再犯防止対策が必要不可欠

なぜ再犯者率が減少しないのか

必要となる対策

— 3つの柱 —

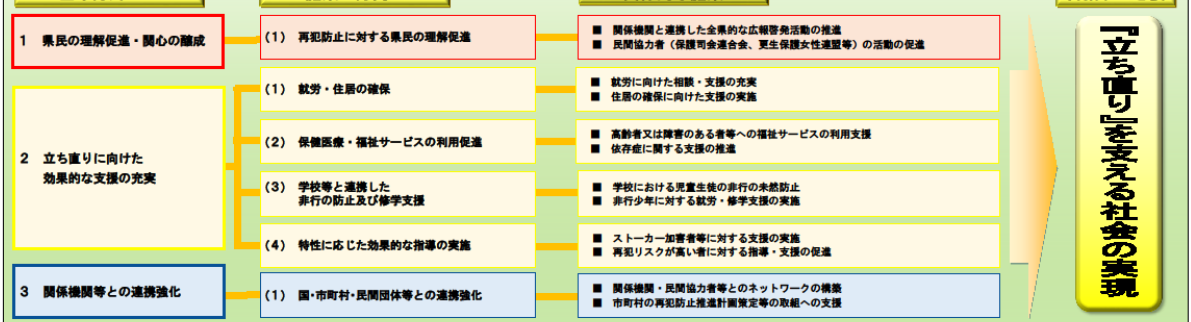
- 県民の理解促進・関心の醸成
- 立ち直りに向けた効果的な支援の充実
- 関係機関等との連携強化

III 基本方針

IV 施策の方向

V 具体的な施策

目指すべき姿



【関係機関】

名 称	所 在 地	電話番号
〈国の機関〉		
甲府地方検察庁	甲府市中央 1-11-8	055-235-7231
甲府刑務所	甲府市堀之内町 500	055-241-8311
甲府少年鑑別所	甲府市大津町 2075-1	055-241-1881
甲府保護観察所	山梨県甲府市中央 1-11-8	055-235-7144
山梨労働局	山梨県甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2857
ハローワーク甲府	甲府市住吉 1-17-5	055-232-6060
24 時間子供 SOS ダイアル	東京都千代田区霞が関 3-2-2 文部科学省	0120-0-78310

名 称	所 在 地	電話番号
〈県の機関〉		
やまなし・しごと・プラザ	甲府市飯田 1-1-20 JA 会館 5 階	055-233-4510
山梨県就農支援センター	山梨県甲府市宝 1-21-20 NOSAI 会館 3 階	055-223-5747
山梨県居住支援協議会	甲府市下小河原町 237 - 5 山梨県不動産会館内	055-243-4300
山梨県住宅供給公社	甲府市丸の内 2-14-13	055-237-1656
(公益財団法人) 山梨県認知症コールセンター	甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 3F コールセンター 内	055-254-7711
山梨県立介護実習普及センター	甲府市北新 1-2-12 県福祉プラザ 1F	055-254-8680
山梨県障害者相談所	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 2 階	055-254-8671
山梨県立精神保健福祉センター	住所甲府市北新 1-2-12	055-254-8644
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1491
山梨県峡東保険福祉事務所	山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1 階	0551-23-3074
山梨県中央児童相談所	甲府市住吉 2-1-17 子どもの こころサポートプラザ 1 階	055-254-8617
いじめ・不登校ホットライン	笛吹市御坂町成田 1456 県総合教育センター	055-263-3711
笛吹警察署	笛吹市石和町市部 555	055-262-0110
ヤングテレホンコーナー	甲府市丸の内 1 丁目 6-1 県警察本部	055235-4444
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	甲府市丸の内 1-5-4 恩賜林記念館内	055227-5420
山梨県少年サポートネット推進協議会	甲府市丸の内 1-6-1 県教育庁生涯学習課内	055-223-1770

名 称	所 在 地	電話番号
〈市の機関〉		
市民活動支援課	笛吹市石和町市部 809-1	055-262-4138
生涯学習課	笛吹市石和町市部 809-1	055-261-3339
学校教育課	笛吹市石和町市部 809-1	055-261-3337
農林振興課	笛吹市石和町市部 777	055-261-2033
福祉総務課	笛吹市石和町市部 800	055-262-1273
長寿介護課	笛吹市石和町市部 800	055-261-1907
健康づくり課	笛吹市石和町市部 800	055-261-1901
生活援護課	笛吹市石和町市部 809-1	055-261-1905
笛吹市北部長寿包括支援センター	笛吹市石和町市部 800 市役所保健福祉館長寿介護課内	055-261-1907
笛吹市東部長寿包括支援センター	笛吹市一宮町末木 807-6 市役所一宮支所内	0553-34-8221
笛吹市南部長寿包括支援センター	笛吹市八代町南 917 市役所八代支所内	055-225-3368

名 称	所 在 地	電話番号
〈民間機関〉		
笛吹保護区更生保護サポートセンター (笛吹市保護司会)	笛吹市一宮町末木 807-6 笛吹市役所一宮支所 3 階	070-4082-9731
NPO 法人 山梨県就労支援事業者機構	甲府市中央 1-11-8 甲府保護観察所内	055-235-7814
笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南 917	055-265-5182